

「ビジネスと人権」に関する行動計画の８５施策と国連「指導原則」 との対応関係を整理するに当たっての考え方

外務省総合外交政策局人権人道課

今般の紐付けは、2020年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施状況の確認の一環として、行動計画に記載した８５施策が、ビジネスと人権に関する国連指導原則のうち、国家が求められている原則（具体的には以下）との対応関係を確認する趣旨で行った作業である。

- 「人権を保護する国家の義務」に関する原則（原則１～１０）」
- 「救済へのアクセス」のうち、国家を名宛人とする原則（原則２５～２８、３１）

具体的には、別添のとおり。

なお、「行動計画」の各施策に対して、複数の指導原則が該当し得る場合もあり、その場合には、代表的な指導原則との対応関係のみ記載している。

【関連性整理の代表例】

- **指導原則 1** は、例えば ILO 条約の批准や、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする障害者差別解消法の改正など、「ビジネスと人権」に関連する実効的な政策、立法等に関連する施策と関係付けられる。
指導原則 3 は、例えば改正労働施策総合推進法の履行確保などを通じたハラスメント防止措置の推進など、法律・規制のエンフォースメントや政策方針等への反映に係る施策に関連付けられる。
原則 1 は基盤原則であり、また法や規則はエンフォースメントが前提となることから、原則 1 と原則 3 が重複する施策も多い。
- **指導原則 2** は、例えば日本企業への OECD 多国籍企業行動指針の周知活動や日本 NCP に関する広報活動など、日本企業が海外（日本国外）で人権を尊重するために講じる施策等と関係付けられる。
- **指導原則 4** は、国家が所有あるいは支配している企業等、例えば独立行政法人（JICA や JETRO 等）の事業における人権保護に関する施策、**指導原則 5** は、民間団体が公共サービスを展開している場合、例えば外国人技能実習制度における監理団体などが、事業において人権を尊重するよう監督することに関連する施策と関係付けられる。
- **指導原則 6** は、国家と商取引をする相手企業、例えば公共調達における契約相手方による人権尊重を促進する施策等と関係付けられる。
- **指導原則 7** は、例えば人道復興支援における事業計画の策定・実施において、事業の委託先企業を含めた関係者がジェンダーの視点を有することを確認する施策等、紛争に影響を受ける地域における企業の人権尊重と関係する施策と関連付けられる。
- **指導原則 8** は、国や地方公共団体、政府機関等職員のキャパシティビルディングや研修の実施を通じた関係機関への「ビジネスと人権」に関する周知・啓発等、国内政策の垂直的及び水平的な一貫性を確保するための施策と関連付けられる。
- **指導原則 9** は、例えば経済連携協定や投資協定の締結等に関する施策と関連付けられる。

- **指導原則 10**は、例えば国際機関への拠出、OECD や世界銀行等の国際機関のフォーラムにおける「ビジネスと人権」関連の議論への貢献などに関連する施策と関連付けられている。
- **指導原則 25**は、例えば技能実習法に基づく母国語での相談対応や転籍支援などの司法、行政等を通じた救済アクセスの確保に関連する施策に関連付けられる。**指導原則 31**は、例えば外国語通訳を伴う無料法律相談の支援等を通じた救済の利用可能性の向上等、救済へのアクセスの実効性確保に関連する施策と関連付けられている。
- **指導原則 26**は、民事裁判手続の IT 化を進めるための民事訴訟法改正法案の提出等の国家型司法メカニズムへのアクセスに関する施策、**指導原則 27**は、日本 NCP の周知や運用促進、みんなの人権 110 番等の人権相談への対応等、国家の非司法的苦情処理メカニズムに係る施策、**指導原則 28**は、JICA や JBIC の異議申立制度等の非国家基盤型の苦情処理メカニズムの支援に係る施策と、それぞれ関連付けられている。

以上